

# 択一式トレーニング問題集の使い方

## 1 本書の位置づけ

択一式トレーニング問題集は、科目別講義テキスト<sup>※1</sup>に準拠した問題集です。おおむね過去15年間の本試験問題とオリジナル予想問題を、一問一答の形式により、テキスト項目の順に網羅的に出題しております。択一式試験対策の主要教材としてご活用下さい。

## 2 仕様

### 〔1〕出題問題

科目別講義テキスト<sup>※1</sup>の内容に対応するおおむね過去15年間の本試験問題とオリジナルの予想問題です。

### 〔2〕出題形式

問題を左ページ、解答・解説を右ページとする見開きの構成により、一問一答形式で収載しております。

※1 科目別講義テキストは、資格の大原社会保険労務士講座受講生専用教材です。科目別講義テキストのみの一般販売はしていません。

## 〔3〕表示の意味

### 左 問題ページ

#### ① 問題番号

② 出題元：令0701B…令和7年試験問題の問1Bの問題であることを示します。  
OR…オリジナル問題であることを示します。

③ {新}：直近の本試験問題

④ チェック欄：チェック欄は、問題の習熟度合を図る目安として活用下さい。

☆：科目別講義テキスト<sup>※2</sup>の「☆」に関連する優先順位の低い問題であることを示します。

⑤

改正：今次の改正が関連する問題であることを示します。

左ページ

<p>第3節 労働基準</p> <p>① ② ③ ④ ⑤</p> <p>問題 025 令0701B <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ☆ 改正</p> <p>労働基準法第1条にいう「労働条件」とは、賃金、労働時間、解雇、災害補償等の基本的な労働条件を指し、安全衛生、寄宿舎に関する条件は含まない。</p> <p>問題 026 令0301A <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ☆</p> <p>労働基準法第1条第2項にいう「この基準を理由として」とは、労働基準法に規定があることが決定的な理由となって、労働条件を低下させている場合をいうことから、社会経済情勢の変動等他に決定的な理由があれば、同条に抵触するものではない。</p> <p>問題 027 平2505C <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>労働基準法第2条第1項が、「労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきである。」との理念を明らかにした理由は、概念的には対等者である労働者と使用者との間にある現実の力関係の不平等を解決することが、労働基準法の重要な視点であることにある。</p> <p>問題 028 平2101A <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>使用者は、労働協約、就業規則及び労働契約を遵守し、誠実にその義務を履行しなければならないが、使用者よりも経済的に弱い立場にある労働者についてはこのような義務を定めた規定はない。</p> <p>11 第1章 総則</p>	<p>第3節 労働基準</p> <p>⑥</p> <p>解答 025 × S63.3.14基発150 / P13 社労士24P5▼</p> <p>労働条件とは、賃金、労働時間のほか、解雇、災害補償、安全衛生、寄宿舎等に関する条件すべてを含む労働者の一切の待遇をいう。</p> <p>解答 026 ○ S22.9.13発17 / P13 社労士24P5▼</p> <p>記述の通り正しい。</p> <p>7 解説 【労働基準法第1条第2項】 労働基準法で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者はこの基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。</p> <p>解答 027 ○ 法2条 / P14 社労士24P6▼</p> <p>記述の通り正しい。</p> <p>解答 028 × 法2条 / P14 社労士24P6▼</p> <p>本敗の義務は、労働者にも課せられる。</p> <p>解説 【労働基準法第2条第2項】 「労働者及び使用者」は、労働協約、就業規則及び労働契約を遵守し、誠実に各々その義務を履行しなければならない。</p> <p>総則 第1章 12</p>
--	--

右ページ

### 右 解答・解説ページ

⑥ 科目別講義テキスト<sup>※2</sup>と社労士24レクチャーテキスト<sup>※2</sup>の参照ページを示します。

⑦ +Q：問題に関する補足説明や周辺知識の内容を記載しています。

※2 科目別講義テキスト・社労士24レクチャーテキストは、資格の大原社会保険労務士講座受講生専用教材です。科目別講義テキスト・社労士24レクチャーテキストのみの一般販売はしておりません。

### 3 択一式トレーニング問題集の使い方

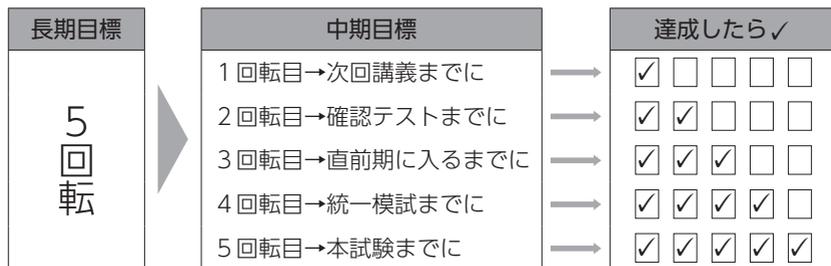
#### 〔1〕問題を解く目的

問題を解く目的は、正誤を憶えることではなく、正誤判断をするための「キーワード」と「その理由」を憶えることです。したがって、問題を解くに当たっては、「キーワード」と「なぜ正しいのか」「なぜ誤っているのか、どうであれば正しいのか」を見つけ、憶え込むことを強く意識するようにしましょう。

#### 〔2〕回転と目標

問題のキーワードを記憶として定着させるためには、繰り返し問題を解く（回転させる）ことが必要です。そのため学習初期から、本試験までに何回転するか（長期目標）、各回転をいつまでにするか（中期目標）を定めておき、これらに基づいて、その週・その日に何問解くか（短期目標）を決めましょう。なお、中期目標の達成の都度、チェック欄をチェックしていくと、回転の進捗状況が一目でわかって便利です。

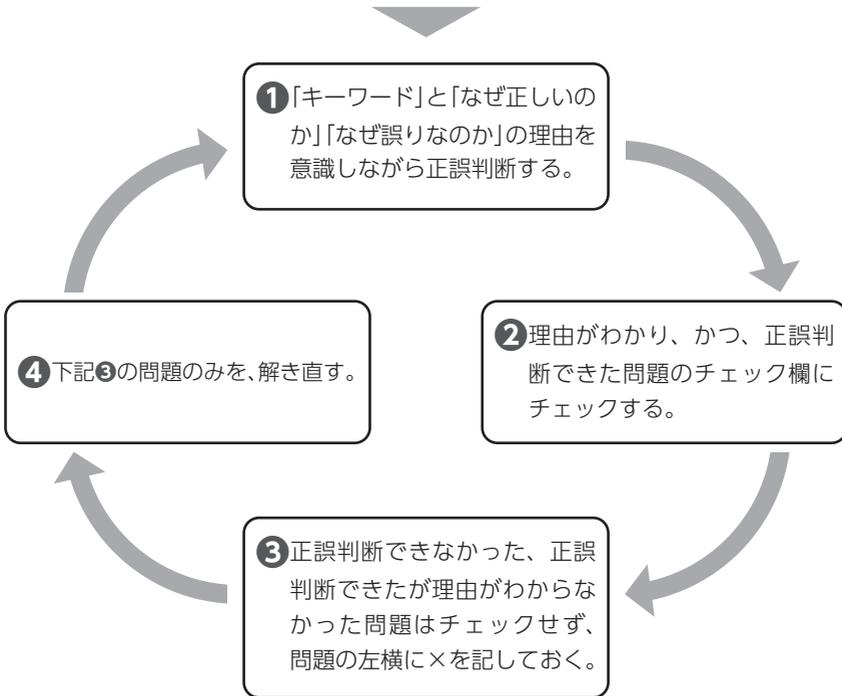
#### 《例》長期目標を5回転とした場合



### 〔3〕問題の具体的な取り組み方

問題の取り組み方は様々です。以下ではその一例をご紹介しますので、参考にしてください。

制限時間（「問題数×30秒以内」など）を設け、制限時間内で解答する。



上記①～④の手順を繰り返し、すべて又は大部分の問題にチェックがついたら、1回転目は終了。

## 〔4〕問題集巻末の「進捗表」について

巻末に「進捗表」がございます。こちらをご利用になり、ご自身の弱点部分を明確にし、早期克服に心掛けましょう。

## 〔5〕問題集巻末の「青シート」について

巻末に「青シート」がございます。解答解説ページを隠すシートとしてご利用下さい。

# 4 よくある質問

## 〔1〕解くべき問題の優先順位について

問題集には数多くの演習問題が収録されているので、特に初めて学習をされる方は、優先順位を決めたうえで問題を解いていくことをお勧めします。一例として、「☆」の問題は一旦とばしておきましょう。

## 〔2〕同じ問題を何度も間違えて、次に進めない…

問題を間違えるということは、その問題のキーワードを憶える第一歩です。しかし、間違えが続いてしまう問題は、一旦とばして次の問題に取り組みましょう。学習が進み、科目の全体像や他の科目との関係が把握できてから理解できる内容の問題もあるからです。

## 〔3〕テキストとトレーニング問題集はどっちが大事？

テキストのみでは、問題のキーワードを知ることができません。また、トレーニング問題集のみでも、全体像を把握しにくいことがあります。いずれか一方に偏るのは得策とはいえません。最も有効なのは、テキストとトレーニング問題集相互で補い合うという学習方法で、①テキストの概要を把握する→②トレーニング問題集を解き、キーワードを記憶する→③テキスト中のキーワードを部分読みする→④上記②③を繰り返すというものです。また、トレーニング問題集で記憶したキーワードや引っ掛け方をテキストの該当箇所に書き込んでおくという方法もお勧めです。

学習内容

- 第 1 章 総 則
- 第 2 章 被保険者
- 第 3 章 標準報酬月額及び標準賞与額
- 第 4 章 費用の負担
- 第 5 章 保険給付
- 第 6 章 届出・不服申立て・時効その他

## 学習範囲

※資格の大原社会保険労務士講座受講生の学習範囲です。

### 社労士合格コース/社労士経験者合格コース/社労士速修合格コース

上記コースの各回の講義に対応した、「トレーニング問題集学習範囲」につきましては、別紙にてご案内いたします。

### 社労士24

章	問題集学習範囲	章	問題集学習範囲
1	問題001 問題004～問題007	11	問題124～問題146
2	問題008～問題033	12	問題147～問題176
3	問題034～問題037	13	
4	問題038～問題055	14	問題177～問題211
5	問題056～問題057	15	問題212～問題218
6	問題058～問題075	16	問題002～問題003 問題219～問題224 問題242～問題261
7	問題076～問題123	17	問題225～問題241
8		18	問題262～問題270
9		19	問題271～問題320
10			

## 第1節 総則

---

### 問題 001 平3007D

厚生年金保険制度は、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的としている。

### 問題 002 令0508D ☆

国民年金法による年金たる給付及び厚生年金保険法による年金たる保険給付については、モデル年金の所得代替率が100分の50を上回ることとなるような給付水準を将来にわたり確保するものとされている。この所得代替率の分母の基準となる額は、当該年度の前年度の男子被保険者の平均的な標準報酬額に相当する額から当該額に係る公租公課の額を控除して得た額に相当する額である。

### 問題 003 令0706C ☆

政府は、国民年金事業に関する財政の現況及び見通し又は厚生年金保険事業に関する財政の現況及び見通しの作成にあたり、その作成年のおおむね100年後に、国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第104号）附則第2条第1項の規定によって算出するいわゆるモデル年金の所得代替率が50%を下回ることが見込まれる場合、調整期間の終了について検討を行い、その結果に基づいて調整期間の終了その他の措置を講じなければならない。

## 第1節 総則

---

### **解答 001** × 法1条／P2 社労士24P2▼

厚生年金保険法は、労働者の老齢、障害又は死亡について保険給付を行い、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

### **解答 002** ○ H16法附則2条／P国年6・7 社労士24P78▼

記述の通り正しい。

### **解答 003** × H16法附則2条／P国年7 社労士24P78▼

政府は、国民年金事業に関する財政の現況及び見通し又は厚生年金保険事業に関する財政の現況及び見通しの作成に当たり、「次の財政の現況及び見通しが作成されるまでの間」に、いわゆるモデル年金の所得代替率が100分の50を下回ることが見込まれる場合には、調整期間の終了について検討を行い、その結果に基づいて調整期間の終了その他の措置を講ずる。

## 第2節 保険者

---

**問題 004** 平3007E

厚生年金保険は、厚生年金保険法に定める実施機関がそれぞれ管掌することとされている。

**問題 005** 令0206A        ☆

第2号厚生年金被保険者に係る厚生年金保険法第84条の5第1項の規定による拠出金の納付に関する事務は、実施機関としての国家公務員共済組合が行う。

**問題 006** 令0704D         ☆

第3号厚生年金被保険者に係る事務を担当する実施機関としては地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会があるが、厚生年金保険法第84条の5第1項の規定による拠出金の納付に関する事務は、地方公務員共済組合が行う。

**問題 007** O R        ☆

厚生労働大臣は、厚生年金保険原簿の訂正請求に対する措置に規定する権限について、地方厚生局長に委任することはできない。

## 第2節 保険者

---

**解答 004** × 法2条／P3 社労士24P2▼

厚生年金保険は、「政府」が管掌する。

**解答 005** × 法2条の5、令1条／P4 社労士24P16▼

本肢の事務は、「国家公務員共済組合連合会」が行う。

**解答 006** × 法2条の5、令1条／P4 社労士24P16▼

本肢の事務は、「地方公務員共済組合連合会」が行う。

**解答 007** × 法100条の9／P7 社労士24P3▼

厚生労働大臣は、厚生年金保険原簿の訂正請求に対する措置に規定する権限について、地方厚生局長に「委任することができる」。

## 第2節 適用事業所

---

**問題 008 令0104C**

常時5人以上の従業員を使用する個人経営のと殺業者である事業主は、厚生労働大臣の認可を受けることで、当該事業所を適用事業所とすることができる。

**問題 009 令0104A**

常時5人以上の従業員を使用する個人経営の畜産業者である事業主の事業所は、強制適用事業所となるので、適用事業所となるために厚生労働大臣から任意適用事業所の認可を受ける必要はない。

**問題 010 令0708A** 

理美容の事業で、常時5人以上の従業員を使用する個人事業所は、厚生年金保険の強制適用事業所となる。

**問題 011 令0410A**

常時5人の従業員を使用する個人経営の美容業の事業所については、法人化した場合であっても適用事業所とはならず、当該法人化した事業所が適用事業所となるためには、厚生労働大臣から任意適用事業所の認可を受けなければならない。

**問題 012 令0206B**

任意適用事業所の認可を受けようとする事業主は、当該事業所に使用される者（厚生年金保険法第12条に規定する者及び特定4分の3未満短時間労働者を除く。）の3分の1以上の同意を得たことを証する書類を添えて、厚生年金保険任意適用申請書を日本年金機構に提出しなければならない。

## 第2節 適用事業所

---

**解答 008 × 法6条 / P11 社労士24P5▼**

と殺業は法定業種に含まれるので、本肢の事業所は、強制適用事業所となる。

**解答 009 × 法6条 / P11 社労士24P5▼**

農林水産業は法定業種に含まれないため、適用事業所となるために厚生労働大臣から任意適用の認可を受ける必要がある。

**解答 010 × 法6条 / P11 社労士24P5▼**

本肢の場合、理美容の事業は、法定業種に含まれないため、厚生年金保険の「強制適用事業所とならない」。

**解答 011 × 法6条 / P11 社労士24P4▼**

国、地方公共団体又は「法人」の事業所であって、常時従業員を使用するものは適用事業所となる。

**解答 012 × 法6条 / P12 社労士24P5▼**

本肢の「3分の1以上」について、正しくは「2分の1以上」である。

**問題 013 令0503A**

任意適用事業所の事業主は、厚生労働大臣の認可を受けることにより当該事業所を適用事業所でなくすることができるが、このためには、当該事業所に使用される者の全員の同意を得ることが必要である。なお、当該事業所には厚生年金保険法第12条各号のいずれかに該当する者又は特定4分の3未満短時間労働者に該当する者はいないものとする。

**問題 014 令0705C**



2以上の船舶の船舶所有者が同一である場合には、当該2以上の船舶を1つの適用事業所とすることができるが、その際は、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

### 第3節 被保険者

---

**問題 015 令0206E**

株式会社の代表取締役は、70歳未満であっても被保険者となることはないが、代表取締役以外の取締役は被保険者となることがある。

**問題 016 令0209C**

適用事業所以外の事業所に使用される70歳未満の者であって、任意単独被保険者になることを希望する者は、当該事業所の事業主の同意を得たうえで資格取得に係る認可の申請をしなければならないが、事業主の同意を得られなかった場合でも保険料をその者が全額自己負担するのであれば、申請することができる。

**解答 013 × 法8条 / P12 社労士24P5▼**

任意適用事業所を適用事業所でなくするためには、当該事業所に使用される者の「4分の3以上」の同意を得ることが必要である。

**解答 014 × 法8条の3 / P13 社労士24P6▼**

2以上の船舶の船舶所有者が同一である場合には、厚生労働大臣の承認を必要とせず、「法律上当然」に1つの適用事業所とされる。

### 第3節 被保険者

---

**解答 015 × S24.7.28保発74 / P14 社労士24P7▼**

株式会社の代表取締役は、被保険者となることがある。

**解答 016 × 法10条 / P15 社労士24P6▼**

事業主の同意が得られなかった場合、任意単独被保険者となることはできない。

**問題 017 令0508 E**

厚生年金保険の任意単独被保険者となっている者は、厚生労働大臣の認可を受けて、被保険者の資格を喪失することができるが、資格喪失に際しては、事業主の同意を得る必要がある。

**問題 018 令0603 B**

適用事業所に使用される70歳以上の者であって、老齢厚生年金、国民年金法による老齢基礎年金その他の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であって政令で定める給付の受給権を有しないもの（厚生年金保険法第12条各号に該当する者を除く。）は、厚生年金保険法第9条の規定にかかわらず、実施機関に申し出て被保険者となることができる。

**問題 019 令0705 B** 

厚生年金保険の適用事業所以外の事業所に使用される70歳以上の者で、高齢任意加入被保険者となっている者は、保険料の全額を負担する義務を負う。ただし、事業主の同意があるときは、被保険者と事業主の半額ずつの負担になる。

**問題 020 平2702 D**

季節的業務に使用される者（船舶所有者に使用される船員を除く。）は、当初から継続して6か月を超えて使用されるべき場合を除き、被保険者とならない。

**問題 021 平2808 E**

4か月間の臨時的事業の事業所に使用される70歳未満の者は、その使用されるに至った日から被保険者となる。

**解答** 017 × 法11条／P16 社労士24P6▼

本肢の資格喪失に際しては、「事業主の同意は不要」である。

**解答** 018 ○ 法附則4条の3／P16 社労士24P6▼

なお、本肢の場合、事業主の同意は不要である。

**解答** 019 × 法附則4条の5／P17 社労士24P6・19▼

適用事業所以外の事業所に使用される70歳以上の者で、高齢任意加入被保険者となっている者の保険料は、「被保険者と事業主の半額ずつの負担」になる。

**解答** 020 × 法12条／P18 社労士24P8▼

季節的業務に使用される者（船舶所有者に使用される船員を除く。）は、当初から継続して「4か月」を超えて使用されるべき場合を除き、被保険者とならない。

**解答** 021 × 法12条／P18 社労士24P8▼

臨時的事業の事業所に6か月以内の期間を定めて使用される者は、被保険者とならない。

**問題 022** O R

巡回興行などの所在地が一定しない事業所に使用される者であって、その者が引き続き6か月以上使用される場合、厚生年金保険の被保険者となる。

**問題 023** 令0503C

適用事業所に使用される70歳未満の者は、厚生年金保険の被保険者となるが、船舶所有者に臨時に使用される船員であって日々雇い入れられる者は被保険者とはならない。

**問題 024** 令0508A

特定4分の3未満短時間労働者に対して厚生年金保険が適用されることとなる特定適用事業所とは、事業主が同一である1又は2以上の適用事業所であって、当該1又は2以上の適用事業所に使用される労働者の総数が常時100人を超える事業所のことである。

**問題 025** 令0209D

特定適用事業所以外の適用事業所においては、1週間の所定労働時間及び1か月間の所定労働日数が、同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間及び1か月間の所定労働日数の4分の3以上（以下「4分の3基準」という。）である者を被保険者として取り扱うこととされているが、雇用契約書における所定労働時間又は所定労働日数と実際の労働時間又は労働日数が乖離していることが常態化しているとき、4分の3基準を満たさないものの、事業主等に対する事情の聴取やタイムカード等の書類の確認を行った結果、実際の労働時間又は労働日数が直近6か月において4分の3基準を満たしている場合で、今後も同様の状態が続くことが見込まれるときは、4分の3基準を満たしているものとして取り扱うこととされている。

**解答** 022 × 法12条／P18 社労士24P8▼

本肢の者は、厚生年金保険の被保険者とならない。

**解答** 023 × 法12条／P18 社労士24P7▼

船舶所有者に臨時に使用される船員であって日々雇い入れられる者は、「被保険者となる」。

**解答** 024 × H24法附則17条／P19 社労士24P健保7▼

特定適用事業所とは、事業主が同一である1又は2以上の適用事業所であって、当該1又は2以上の適用事業所に使用される「特定労働者（70歳未満の者のうち、厚生年金保険法第12条各号のいずれにも該当しないものであって、特定4分の3未満短時間労働者以外のものをいう。）」の総数が「常時50人」を超えるものの各適用事業所をいう。

**解答** 025 × R4.3.18保保発0318第1号／P健保20 社労士24P健保7▼

本肢の「直近6か月」について、正しくは「直近2か月」である。

**問題 026 令0606 A**

特定適用事業所で使用されている甲（所定内賃金が月額88,000円以上、かつ、学生ではない。）は、雇用契約書で定められた所定労働時間が週20時間未満である。しかし、業務の都合によって、2か月連続で実際の労働時間が週20時間以上となっている。引き続き同様の状態が続くと見込まれる場合は、実際の労働時間が週20時間以上となった月の3か月目の初日に、甲は厚生年金保険の被保険者資格を取得する。

**問題 027 平2603 C**

適用事業所以外の事業所に使用される70歳以上の者が高齢任意加入被保険者になるには、事業主の同意を得たうえで、実施機関に対して申出を行うこととされており、その申出が受理された日に資格を取得する。

**問題 028 令0701 B**

適用事業所である甲に使用されていた被保険者乙は、令和7年4月1日に甲に使用されなくなったが、同日、別の適用事業所である丙に使用されるに至り、被保険者資格の得喪が生じた。この場合、乙の甲での被保険者資格は令和7年4月1日に喪失し、乙は同日に丙での被保険者資格を取得する。

**問題 029 平2702 E**

被保険者（高齢任意加入被保険者及び第4種被保険者を除く。）は、死亡したときはその日に、70歳に達したときはその翌日に被保険者資格を喪失する。

**解答 026** ○ R4.3.18事務連絡／P 健保20・24 社労士24P 健保7・9▼

記述の通り正しい。

**解答 027** × 法附則4条の5／P19 社労士24P8▼

本肢の場合、厚生労働大臣の「認可」を受ける必要があり、当該「認可があった日」に資格を取得する。

**解答 028** ○ 法14条／P20 社労士24P8▼

本肢のように、適用事業所に使用されなくなった日に他の適用事業所に使用されるに至った場合、その日に従前の被保険者資格を喪失し、同日に新たな被保険者資格を取得する。

**解答 029** × 法14条／P20 社労士24P8▼

被保険者（高齢任意加入被保険者及び第4種被保険者を除く。）は、死亡したときは「その日の翌日」に、70歳に達したときは「その日」に被保険者資格を喪失する。